

## 経済産業省 平成28年度IT関連施策について

経済産業省 商務情報政策局  
政策企画委員 下田 裕和氏



### ■平成28年度経済産業政策の重点

経済産業省の政策は技術開発、投資促進、中小企業／地域振興、健康医療、グローバルな国際展開、エネルギー、被災地の復興など多岐にわたるが、中でも平成28年度経済産業政策の重点は、投資、イノベーションを生み出す成長の起爆剤としてIT、IoTをセキュリティとともに中心に据えている。

平成28年度経済産業関係の予算案の柱は、1.福島・被災地の復興の加速、2. IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボットによる変革の推進等を含む「未来投資による生産性革命」、3. 中小企業の生産性向上・地域の付加価値創造力の強化、4.世界と一体的な成長、5.エネルギーミックスの実現、となっている。

### 1. 平成28年度 経済産業政策の重点

**〇「イノベーションによる成長実現」、「経済社会の持続性の向上」、「世界と一体的な成長」、「福島・被災地の復興の加速化」、「安定的なエネルギー環境基盤の確立」の5つの柱に基づき、来年度経済産業政策を検討。**

経済社会の持続性を高める	イノベーションによる成長実現—未来投資による生産性革命—	世界と一体的に成長する
<p>(1) 地域経済・中小企業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業回復の基盤を全国に引き渡らせ、成長の主役にする(ローカルベノミクスの推進)</li> <li>経営支援体制の強化(上場支援拠点の拡充等)</li> <li>サービス産業の生産性向上</li> <li>クールジャパンの推進による観光・産業等地域資源の世界発信</li> <li>まもの賑わいづくり</li> <li>創業促進・事業承継円滑化等による新機軸創出</li> <li>中小企業・小規模事業者の人材確保支援</li> <li>知財・標準化戦略の強化</li> <li>ビッグデータ(地域経済分析システム)の活用</li> <li>多活用した自治体の政策立案支援</li> </ul> <p>(2) 人口減少を乗り切る総合的人口政策・社会保険関連産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な経済産業構造を貫通した総合的人口政策(女性・高齢者の労働参加や働き方改革などの少子化対策、外国人材活用等の地方対策)</li> <li>生涯現役社会に向けた、官民一体となった社会保険関連産業活性化と保険者機能の強化(公的保険サービス拡充、PFI等民間関連産業の成長力強化)</li> </ul>	<p>(1) ITによる産業構造・経済社会の革新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI、ビッグデータ、IoTなどの新たな情報技術がもたらす大変革の先陣を切り、次世代の産業構造への転換を図る。また、マイケンの普及・民間活用を進める</li> <li>産業構造・就業構造への影響、必要に対応の検討(官民での検証)を促す</li> <li>サイバーセキュリティの抜本的な強化</li> <li>新たな情報技術の徹底活用(製造プロセス、eコマース、小売流通・物流等重点分野での先進IT活用、IoT活用、製造技術開発、産学官連携型ネットワーク化等の機軸改革、人材確保、消費ビッグデータ活用、クラウド産業ITプラットフォーム強化、産官協働の高度化等推進)</li> </ul> <p>(2) イノベーションの担い手の強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体がイノベーションを起こす構造を作り出す</li> <li>中小・中堅(地域中核)企業の成長力強化(コトの実用化プロジェクトの推進)</li> <li>世界と連動したベンチャーエコシステムの形成(スタートアップの駆け出し、VC産業強化)</li> <li>「攻め」のスタートアップの必要となる強化</li> </ul> <p>(3) 未来への投資促進に向けた官民協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次代のイノベーション創出に向けた投資・技術・人材への投資を促進する</li> <li>投資環境整備(成長志向の個人税改革、投資促進に向けた官民対話)</li> <li>人的資本の拡充(女性活躍促進、理工系人材育成プログラムの推進)</li> <li>オープンイノベーション、戦略的研究開発、横断的強化の推進</li> </ul> <p>(4) 内なる国際化—2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国を事業環境・生活環境双方から世界向けに徹底的に開き、異文化受容性を高め、世界のトップレベル・情報が集まるイノベーション拠点とする</li> <li>希望分野を中心とした対日直接投資促進、技術協力を活用したグローバル人材のネットワーク形成、AI/IT機能活用(クラウド/3D/VR/AR)の推進</li> <li>競技大会を契機として、未来社会に向けた取組の推進・世界への発信(水素エネルギーや外国人材などのスタートアップ、スタートアップ投資普及の推進等)</li> </ul>	<p>(1) アジア太平洋地域とともに成長する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EPA/FTAの利活用促進</li> <li>インド太平洋連携強化(地域経済連携、TPP交渉、FTAの活用)</li> <li>中国との相互関係、国際標準に関する協議関係の深化・構築</li> <li>ASEAN+1協力(ASEAN+1経済社会連携)</li> <li>ASEAN+1協力(ASEAN+1経済社会連携)</li> <li>ASEAN+1協力(ASEAN+1経済社会連携)</li> <li>ASEAN+1協力(ASEAN+1経済社会連携)</li> </ul> <p>(2) 国際的ルール形成の主導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進国主導型ルール整備・活用</li> <li>先進国間の戦略的国際標準化</li> <li>EPA交渉推進(TPP、EPA、RCEP、日中韓)、WTO交渉での国際標準ルール整備(投資・競争等)</li> <li>イノベーションの公平な国際的活用促進によるイノベーション促進</li> <li>安全保障管理の実効性強化</li> </ul> <p>(3) グローバル競争力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界を舞台に入れた新機軸創出(グローバルベンチャー)</li> <li>新興国創出(Start Global)</li> <li>イノベーション(上場)の創出、スタートアップ、金融支援強化</li> </ul>
<p><b>福島・被災地の復興を加速する</b></p> <p>(1) 早期帰還支援・新生活支援の両面の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな起程再出発に向けた推進支援の加速</li> <li>避難先移転後、復興作業を一層本格化</li> <li>「福島イノベーション・コースト構想」等の観点について、浜通りを中心とする地域全体としての広域的視点による整備の推進</li> </ul> <p>(2) 産業・生活や生活の再興・自立に向けた取組の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援を推進する官民合同チーム創設、地元ニーズや広域的視点を踏まえた各種支援の実現</li> </ul> <p>(3) 福島第一原発の事故収束に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期ロードマップ(改訂版)に基づき事故・汚染水対策、廃炉に向けた研究開発</li> </ul> <p>(4) 被災地での復興・復興加速</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地での事業環境の回復(財政の整備、企業立派促進等)</li> </ul>	<p><b>安定的なエネルギー環境基盤を確立する</b></p> <p>(1) 柔軟かつ多層的なエネルギー供給構造の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徹底した省エネの推進</li> <li>再生エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立</li> <li>安全性が確認された原発の再稼働</li> <li>供給源多角化・確実確保(自主開発(中核)、海外からの調達・利活用の推進)</li> <li>国内エネルギー供給網等の維持・強化(事業再編、包摂化、加速政策対策等)</li> </ul> <p>(2) エネルギー分野のシステム改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力・ガス・熱供給における競争促進、総合エネルギー市場の創出</li> <li>競争環境下における各種制度整備(再生エネルギー市場の整備、入札制度の推進等)</li> </ul> <p>(3) 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>KEF、KCM(二国間クレジット制度)等を活用した地球規模のイノベーションの促進</li> <li>地球温暖化対策(企業実証計参加する公平な競争環境のある新たな国際枠組の下での推進)</li> </ul>	

政府はものづくり・商業・サービス新展開支援等の施策を通じ地方のサービス産業の底上げも積極的に推進している。平成27年度補正予算でもものづくり・サービス補助金約1千億円のほか、1千億円規模の地方交付金を計上し、人手不足に陥っている地方企業の成長を支援しようとしている。クールジャパン分野関連施策においても、人を呼び込み売り上げを

伸ばすためには行動履歴の収集、分析といった面でITの活用が不可欠であるように、IT、IoTはすべての政策において重要な役割を担っている。

サイバーセキュリティ対策においては、①事前の対策、②攻撃への対応、③人材育成、が重要であるが、企業における事前の対策としては、規定を策定し、特に経営層がそれを理解していることが重要である。経済産業省は昨年12月、経営者が認識すべき原則と、経営者がセキュリティ担当幹部(CISO等)に指示すべき重要事項をまとめた「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を策定した。近年、サイバー攻撃は巧妙化し、インシデント報告件数として見えている以上の件数、被害が発生していると思われ、こうした実態を特に経営層が適切に理解することが重要である。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃情報共有体制(J-CSIP)の構築、制御機器のセキュリティ認証(CSMS)の推進なども行っている。攻撃への対応のための施策としては、JPCERT/CC、IPAによるインシデント対応支援、脆弱性情報の適切な公表を含む情報処理促進法の改正、セキュリティ人材育成のための施策としては、情報セキュリティスペシャリスト試験をベースにした登録制度の創設等を盛り込んでいる。近年のサイバーセキュリティ対策の重要性の増加から、サイバーセキュリティ対策の抜本的強化のため、関連予算を大幅に増強し、当初で21.6億円、補正で83.4億円としている。

### 3. 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案 主要な事業

	27年度当初予算額	27年度補正予算案額	28年度当初予算案額
「IoT・ビッグデータ、人工知能、ITがもたらす変革の推進」に向けた関連予算	87 億円	109 億円	306 億円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>サイバーセキュリティ対策の抜本的強化</b> 補正3.3.4補L 25割21.6億円</p> <p><b>IoT・ビッグデータ、人工知能の活用促進、実用化に向けた中小企業等へのサポートの導入促進</b> 補正1.5.2補L 25割43.4億円</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>サイバーセキュリティ対策の抜本的強化</b> 補正3.3.4補L 25割21.6億円</p> <p>① 関係企業間のサイバーセキュリティ対策の連携 27年度補正4.6億円  <small>加計型サイバー攻撃の被害防止と、セキュリティ強化(IT人材の育成・確保)の促進に関する法律に基づくサイバー攻撃の被害防止、セキュリティ強化の取組等を行う。</small></p> <p>② 重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進 27年度補正4.0億円  <small>重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進を図ることで、重要インフラのサイバーセキュリティの脆弱性を低減する仕組みの構築等を行う。</small></p> <p>③ 特定法に基づく脆弱性診断の推進 27年度補正74.9億円  <small>内閣府のサイバーセキュリティセンター(ISC)の専任の下、国立行政法人情報処理推進機構(IPA)が、脆弱性診断の推進、脆弱性の診断システムの開発等を行い、併せて、脆弱性の診断を行う。また、ISCは脆弱性診断センターの設置、センターの運営、協定に関する取組等を行う。</small></p> <p>④ サイバーセキュリティ関係者の育成 27年度補正24.9億円(17.7割)  <small>サイバーセキュリティ関係者の育成と、重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進を図ることで、サイバーセキュリティ関係者の育成を図る。また、ISCはサイバーセキュリティ関係者の育成を図る。また、ISCはサイバーセキュリティ関係者の育成を図る。また、ISCはサイバーセキュリティ関係者の育成を図る。</small></p> <p>⑤ 重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進 27年度補正42.5億円(28.1割)  <small>内閣府のサイバーセキュリティセンター(ISC)の専任の下、国立行政法人情報処理推進機構(IPA)が、重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進を図る。また、ISCは重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進を図る。また、ISCは重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策の推進を図る。</small></p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>中小企業等に対するIoT・ビッグデータ、人工知能の活用促進、実用化に向けたサポートの導入促進</b> 補正1.5.2補L 25割43.4億円</p> <p>① IoT技術の活用促進 27年度補正1.8億円  <small>IoT技術の活用促進を図ることで、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。</small></p> <p>② IoT技術の活用促進 27年度補正7.0億円(39%)  <small>IoT技術の活用促進を図ることで、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。</small></p> <p>③ IoT技術の活用促進 27年度補正13.4億円(30%)  <small>IoT技術の活用促進を図ることで、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。</small></p> <p>④ IoT技術の活用促進 27年度補正23.0億円(30%)  <small>IoT技術の活用促進を図ることで、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。また、IoT技術の活用促進を図る。</small></p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>中小企業等に対するIoT・ビッグデータ、人工知能の活用促進、実用化に向けたサポートの導入促進</b> 補正1.5.2補L 25割43.4億円</p> <p>① AI技術の活用促進 27年度補正9.0億円  <small>AI技術の活用促進を図ることで、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。</small></p> <p>② AI技術の活用促進 27年度補正33.0億円(30%)  <small>AI技術の活用促進を図ることで、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。</small></p> <p>③ AI技術の活用促進 27年度補正30.0億円(30%)  <small>AI技術の活用促進を図ることで、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。また、AI技術の活用促進を図る。</small></p> </div>			

※(1)は27年度当初予算額

■生涯現役社会の構築に向けて  
 我が国は世界で最も高齢化が進んでおり、65歳以上人口は現在25%、2050年には40%近くになる見込みである。国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした社

会経済システムの再構築が必要である。経済産業省の施策の中心は、介護サービス・施設等の利用以前の期間にあたる「健康寿命」を如何に長く維持することができるかに置かれている。そのために、地域ごとの多様な健康ニーズの充足、農業・観光等の地域産業との連携による新産業創出により、地域の「経済活性化とあるべき医療費・介護費の実現」、すなわち地域包括ケアを厚生労働省と協力して進めている。具体的には、生活習慣病対策を、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点を移すとともに、地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。

「生涯現役社会実現に向けた環境整備に関する検討委員会」では、高齢者が最期まで生きがいを持ち続ける「生涯現役社会」を構築するために必要となる、ゆるやかな社会参画の在り方や看取り段階での医療・介護の在り方について日本医師会を含む医療関係者とともに検討を行っている。具体的には、「健康経営」に取り組む企業を中心に、「ヘルスケアデータコンソーシアム（仮称）」を設置し、企業・健保等と協力して、本人同意の上で従業員等数万人規模のレセプト・健診・健康データを収集して利活用実証を実施していく。ここでは、企業が管理する健診データと医療保険者が持つレセプト情報に、各個人がウェアラブル端末等で蓄積した健康データを統合・解析できる基盤を整備することにより、健康リスク別での本人を特定した形での健康サービスを創出する。

改正個人情報保護法では病歴等の医療情報が「要配慮個人情報」となり、本人同意を得ない取得が禁止されることとなった。匿名化された情報はこれに該当しない一方で、匿名化のために削除された個人識別符号の照合が禁止されるため、本人を特定した形での個別化サービスを提供することはできない。そのため、本プロジェクトにおいては、本人同意の取得方法といったルール作り、データ形式、API を含めた標準化を含むフレームワーク作りも併せて行っていく。

尚、個人情報保護法改正に伴う「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正についてであるが、要配慮情報の範囲変更に伴う改正、匿名加工のやり方など新しく追加されている点に対応する改正、法執行が各省から個人情報保護委員会に移ることに伴う改正等があると思われる。